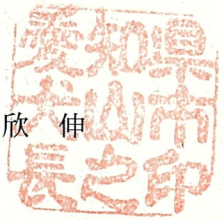
公　　告

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第7条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月２９日

犬山市長　　原　　欣　伸



１　一般競争入札に付する物件

犬山市が所有する財産（土地）を一般競争入札により、次のとおり売払いする。

物　件　所　在　地	地目（公簿）	地積（公簿）	用途地域	予定価格	入札保証金
犬山市天神町四丁目79番3	宅地	193.88㎡	市街化区域	19,910,000円	1,991,000円

備考　⑴ 予定価格とは、あらかじめ犬山市が定めた最低売払価格をいう。

⑵ 落札金額＝契約金額とする。

２　入札方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続・方法については、別に定める犬山市インターネット公有財産売却ガイドラインに従って行う。

アドレス　https://kankocho.jp/

３　一般競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

⑵　個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。）でない者であること。法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員でない者であること。

⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分対象となっている団体または構成員でない者であること。

⑷　日本語が完全に理解できること。

⑸　市が定める犬山市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

⑹　４一般競争入札の参加申込み等に関する事項によりあらかじめ一般競争入札への参加申込等をしたものであること。

４　一般競争入札の参加申込み等に関する事項

⑴　参加仮申し込み

入札に参加しようとする者は、令和８年１０月３０日（金）午後１時から令和８年１１月１７日（火）午後２時までの間に、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の公有財産売却システムを利用して参加仮申込を行わなければならない。

＊　手続きをするにはログイン ID の取得が必要となる。

⑵　参加本申し込み

参加の仮申し込みを行った後、次に掲げる書類を市に提出（持参もしくは郵送）しなければならない。（郵送の場合は申込締切日である令和８年１１月１７日（火）必着）

なお、必要書類は犬山市ホームページからダウンロードすること。郵送料は申込者負担。

アドレス　http://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/nyusatsu/1003167/index.html

提出書類

①　受付確認表

②　公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）

③　誓約書

④　印鑑登録証明書[原本]

⑤　住民票抄本（参加者が法人の場合は商業登記簿謄本）[原本]

⑥　法人の場合は、法人役員の詳細

⑦　共同入札の場合は、共有合意書

＊代理人入札の場合は上記に加え、委任状、代理人の印鑑登録証明書及び住民票抄本または商業登記簿謄本が必要になる。[原本]

参加本申し込み完了には犬山市が発行する納入通知書による入札保証金の納付が必要となる。原則として、入札開始２開庁日前までに犬山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができない。

提出書類が犬山市に到着後、犬山市が発行する納入通知書を送付するので、令和８年１１月２５日（水）午後２時までに犬山市が指定する金融機関に入札保証金を納付すること。（犬山市が納付状況を確認するのに、遠隔地の場合等は時間を要することがある。）納付後、領収書の写しを入札保証金振込証明書に添付し、犬山市に送付すること。

⑶　提出先

18 書類の送付先・問い合わせ先を参照

5　現地説明会について

現地説明会は行わない。入札に参加しようとする者で必要に応じ現地および関係法令等の確認をすること。

6　一般競争入札等の場所及び期間

⑴　場所

公有財産売却システム上

⑶　入札期間

令和８年１２月１日（火）午後１時から令和８年１２月８日（火）午後１時まで

⑶　開札

入札期間終了後、直ちに行う。

7　入札の方法

⑴　公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、各物件につき一度しか行うことができない。

⑵　持参及び郵便等上記⑴以外による入札は認めない。

8　入札保証金に関する事項

⑴　入札に参加しようとする者は、犬山市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。（入札保証金の金額については１一般競争入札に付する物件を、期日については４一般競争入札の参加申込み等に関する事項⑵参加本申し込みを参照）

⑵　入札保証金は、入札期間終了後返還する。ただし、落札者にあっては契約締結後返還する。なお、返還する入札保証金に利子は付さない。

⑶　入札保証金の返還には、４週間程度の期間を要する。

⑷　落札者の納付した入札保証金は、落札者本人の申出により契約保証金又は売買代金に充当することができる。

⑸　落札者が、犬山市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は犬山市に帰属する。

9　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する、入札は無効とする。

⑴　入札参加者の資格を有しない者のした入札

⑵　入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札

⑶　本ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

⑷　入札に際して談合等による不正行為があった入札

⑸　同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

⑹　⑴～⑸に掲げるもののほか、特に指示した事項に違反した者の入札

10　落札者の決定方法

入札期間終了後、犬山市が開札を行い、公有財産売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低売払価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者とし

て決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

11　契約の締結

⑴　契約書の作成を要す。

⑵　落札者は、令和８年１２月２５日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに、契約保証金を納付のうえ、契約を締結しなければならない。

⑶　契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担とする。

⑷　上記期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

12　契約保証金に関する事項

⑴　落札者は契約締結の際に契約保証金を納付しなければならい。ただし、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和８年１２月２５日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに提出することにより既納の入札保証金を契約保証金に充当することができる。

⑵　契約保証金の額は、入札保証金と同額とする。

⑶　契約保証金は、落札者が契約内容に従って履行を行った後に返還する。

なお、返還する契約保証金に利子は付さない。

⑷　契約保証金の返還には、４週間程度の期間を要する。

⑸　落札者の納付した契約保証金は、落札者本人の申出により売買代金に充当することができる。

⑹　落札者が、犬山市が定める売買代金の納付期限までに納付しない場合は、契約保証金は、犬山市に帰属する。

13　売買代金の納入

⑴　落札者は、売買代金を犬山市が発行する納入通知書により令和９年１月１５日（金）午後２時までに犬山市が指定する金融機関に納付しなければならない。なお、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を令和８年１２月２５日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに提出することにより、既納の契約保証金を売買代金の一部として充当することができる。

代金納付後、領収書の写しの提出を依頼する場合があるため、大切に保管しておくこと。

⑵　売買代金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

⑶　売買代金が納入期限までに支払われない場合は、契約を無効とし、契約保証金は返還しない。

14　所有権移転登記

⑴　落札者は、売買代金納入後、所有権移転登録請求書及び登録免許税相当額の印紙を令和９年１月１５日（金）（郵送の場合は必着とする。）までに提出しなければならない。

⑵　所有権移転登記に関する手続きは、犬山市が行う。

15　用途の制限等

落札者は、落札した物件を、次の用途に供してはならない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定

する暴力団の施設に係る用途

⑵　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

⑶　風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業及び同条第１１項に規定する接客営業、その他これらに類する業に係る用途

16　用途制限の承継義務等

⑴　買受人は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をするときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

⑵　落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

⑶　上記⑴～⑵における当該第三者の義務違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

17　その他

⑴　土地の開発（建築）等にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令等により規制がある場合、落札者はこれら法令等を遵守し開発（建築）等を進めなければならない。

⑵　売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

⑶　契約締結後に犬山市の責に帰すことができない事由により滅失及びき損等が生じた場合、犬山市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することができない。

⑷　犬山市は、契約不適合責任を負わない。

⑸　この公告、本ガイドライン及び物件調書等に記載する事項にて確認した売買物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。

18　書類の送付先・問い合わせ先

〒484-8501
愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市　経営部　経営改善課　契約・資産活用グループ
電話：0568-44-0301　/　E-mail：011000@city.inuyama.lg.jp